竹内（関西紡）佐久間（愛知縣聯）の賛成演説

満場一致可決

二、紡績操短即時解除要求闘争の件

提出　関西紡績産業労働組合

吉鶴六造

決議

日本労働総同盟第二十一回大會は貴聯合會が極度の操業短縮を以て紡績労働者の生活を益々窮迫せしめつゝあるを大なる不當と認め、現行操短の即時撤廃を要求す

説

説明者は団体協約法の内容乃至制定要求の運動方法に就ては議案として配布せるものに於て充分諒解せられたいと前提して

労働組合を徹底の見地よりするも労資両者の合理化の見地よりするも団体協力の主要なることを論じ現在大争議では多く団体協約を蹂躙して居る此の弊害は甚だ不都合である

と一方労働組合の従来の運動は余りに反省すべきものがあって口を開けば闘争闘争で一貫して来たのであって従来の運動を事業主が排斥するのは一面に於て合法である然し産業の発達は労資両者の協力に依たねば駄目であるが実際を尊重することが何より必要である――之れが為めにはお互が言論を慎み紛争を避け規律を守って産業の協力者である実を示すべきである　あらゆる立法が左様であり此く世論が既にして既に制定せられるのである　吾々が産業の協力者たるの実を示し団体協約の締結が真に産業平和の上に重要性が認められ其の締結を可能ならしむる事を示すことに依って初めて協約法の立法が可能となるのである――と説明し

当局側の運動に対する反省を求め協力主義の……説いた